

基本診療料

歯周基本治療処置等の廃止により、初診料が261点から264点、再診料は53点から56点とそれぞれ3点の引き上げとなる。また、歯科初診料の施設基準である歯科医師及び職員を対象とした研修に、飛沫感染防止対策等の新興感染症の対策に係る研修が追加される。なお経過措置として、令和4年3月31日において、初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日まで歯科医師及び職員の研修要件を満たす。また、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に歯科医師が飛沫感染防止対策等の新興感染症の対策を含む研修を受講している場合は、当該研修を受けた日から2年は当該基準を満たすとしている。

医学管理等

フッ化物洗口指導は対象患者の範囲が見直され、「13歳未満」から「16歳未満」に変更される。総合医療管理加算は施設基準が廃止され、対象患者にHIV感染症患者が追加される。

小児口腔機能管理料については、対象年齢が「15歳未満の小児」から「18歳未満の児童」に、口腔機能管理料については、対象年齢が「65歳以上」から「50歳以上」に範囲が拡大される。

診療情報提供料(Ⅲ)については、名称が「連携強化診療情報提供料」に変更されるとともに、算定上限回数が「3月に1回」から「月1回」に変更される。

在宅医療

診療時間が20分未満の歯科訪問診療を行った場合の減算(100分の70)について、歯科訪問診療料1は770点から880点(100分の80)、歯科訪問診療料2は253点で変更なし(100分の70)、歯科訪問診療料3は130点から111点(100分の60)となる。

また、歯科におけるICTの活用として通信画像情報活用加算30点が新設される。これは歯科衛生士等が過去2か月以内に訪衛指を算定した患者に対して、歯科衛生指導の実施時に歯科医師が情報通信機器を用いて状態を観察した場合、歯科訪問診療1及び2に対して加算ができるものだが、地域歯科診療支援病院歯科初診料、在宅療養支援歯科診療所1又は在宅療養支援歯科診療所2に係る施設基準の届出が必要となる。

歯科疾患在宅療養管理料では在宅療養支援歯科診療所1の場合320点から340点へ引き上げられるが、在宅療養支援歯科診療所2の場合は250点から230点に20点引き下げられ

歯科 2022年 診療報酬改定の主な内容

る。また、在宅療養支援歯科診療所の施設基準が変更となり、歯科訪問診療料1及び歯科訪問診療2の実績要件が在宅療養支援歯科診療所1の場合は「15回以上」から「18回以上」に、在宅療養支援歯科診療所2の場合は「10回以上」から「4回以上」に見直される。なお、令和4年3月31日において在宅療養支援歯科診療所1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間歯科訪問診療料の実績要件を満たすという1年の経過措置が設けられる。在宅総合医療管理加算は施設基準が廃止され、対象患者にHIV感染症患者が追加される。

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料は(10歳未満350点→400点、10歳以上20歳未満450点→500点、20歳以上550点→600点)と50点ずつ引き上げられる。また、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料については450点から600点となり、対象患者の年齢も「15歳未満」から「18歳未満」に引き上げられる。なお、在宅療養支援歯科診療所1については125点から145点へ、在宅療養支援歯科診療所2については100点から80点に加算点数が見直される。

検査

口腔細菌定量検査130点が新設される。在宅等において療養を行っている患者、障害等により口腔衛生管理が困難な患者が対象で、月2回に限り算定できるが施設基準の届出が必要となる。

画像診断

歯科部分パノラマ断層撮影について、診断料20点、撮影料28点、電子画像管理加算10点が新設される。

処置

今回の初再診療引上げのための財源として歯周基本治療処置が廃止される。歯髄保護処置、抜髄、感染根管処置、根管貼薬処置、加圧根管充填処置については2点ずつ引き上げとなり、加圧根管充填処置にNi-Tiロータリーファイル加算150点が新設される。また、新設される口腔細菌定量検査に基づく歯周基本治療についてはスケールリングで算定する。

歯周病安定期治療(Ⅰ)(Ⅱ)は、(Ⅱ)が廃止され(Ⅰ)に統合、名称が歯周病安定期治療となる。なお、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所に対し

てはかかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所加算120点が新設される。

非経口接種患者口腔粘膜処置は10点引き上げとなる。フッ化物歯面塗布処置は、初期の根面う蝕については在宅患者に限定されていたが、外来の65歳以上の患者にも拡大される。

なお、歯周疾患処置は歯周病処置に名称変更され、歯周ポケット搔爬は廃止となる。

手術

抜歯手術が引き上げられ、前歯(155点→160点)、白歯(265点→270点)、埋伏歯(1,054点→1,080点)、難抜歯加算(210点→230点)、下顎完全埋伏智歯(骨性)又は下顎水平埋伏智歯の場合の加算(120点→130点)となる。また、その他手術関連の項目でも引き上げがある。

歯冠修復及び欠損補綴

チタン冠1,200点、接着冠(前歯370点、白歯310点)、根面被覆(根面板によるもの190点、レジン充填

によるもの106点)、レジン前装チタン冠1,800点、CAD/CAMインレー750点为新設され、期中導入されていた磁性アタッチメントもあわせて新設された。また、その他有床義歯、鉤、有床義歯修理などについて若干の点数引上げがあるが、メタルコア加算は廃止される。

か強診の施設基準

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準について、算定実績であった歯周病安定期治療に歯周病重症化予防治療が加わり、合わせて30回以上となる。また、所定の研修を受けた歯科医師に求められる3つ以上の選択項目に、介護施設等における定期的な歯科健診への協力が追加される。

歯科用貴金属の随時改定

これまでの±5%超の価格変動で実施していた随時改定Ⅰおよび±15%超での随時改定Ⅱについては、変動幅に関係なく3か月毎に行う「随時改定」として整理される。素材価格の参照期間は改定実施の3か月より前であったものが2か月より前となり1か月短縮はされたが、抜本的な解決には至っていない状況である。

Web配信あり 歯科 2022年 診療報酬改定検討会

下記の日程で2022年4月実施の診療報酬改定検討会を開催します。感染症の流行状況により会場参加に関して変更・中止の可能性がございますので、会場参加を希望される場合は、必ず事前にお申込みをお願いします。Web配信の視聴のみの方はお申込み不要です。

開催時間 19:30 ~ 21:30 (各会場共通)

Table with 3 columns: 会場, 開催日, 開催場所. Rows include 長野会場, 佐久会場, 松本会場, 上田会場, 飯田会場.

参加費 無料



写真は前回改定のもの

テキスト: 『歯科診療報酬 2022年改定の要点と解説』 ※会員医療機関には1冊無料で事前送付しますので、当日必ずお持ちください。

歯科書籍案内

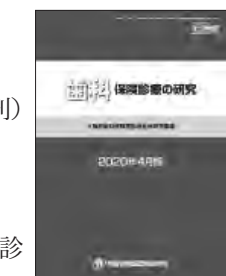


写真は前回改定のもの

歯科点数早見表 ブリッジ保険適用 (3月下旬発刊) B5判 約12頁 会員価格700円(定価1,000円) 日常診療で使用頻度の高い点数を抜粋して掲載しています。 ※開業医会員には1冊無料配布予定。

歯科保険診療の研究 2022年4月版 (4月下旬発刊)

A4判 約280頁 会員価格5,600円(定価8,000円) 日常診療に必要な点数と要点をわかりやすく解説。カルテ、レセプトの記入例も掲載し、これ一冊で歯科保険診療が理解できます。 ※開業医会員には1冊無料配布予定。



写真は前回改定のもの